



子育て

子育て応援！

ファミリー・サポート・センター依頼会員を募集します！

子育てのお手伝い（お子さんの送迎・一時預かり）をしてほしい方、地域の方にお願ひしてみませんか？

登録説明会

日時 8月26日(月)

午前10時～11時30分

場所 大治町総合福祉センター

対象 生後4か月から小学校6年生

までのお子さんがいるあま市、または大治町内在住、または在勤の方

※妊婦さん、または生後4か月未満のお子さんをお持ちの方も仮登録可能。事務局へお問い合わせください。

※登録説明会への参加が必要です。都合がつかない場合は事務局へお電話ください。

定員 15人

申込 説明会の3日前までに電話、またはメール

※説明会の無料託児有り。（4か月から未就学児まで、要予約、定員有り）

託児ご利用を希望の方は開催日8日前までに申し込みが必要。

メール申込 件名「説明会申込み」、本文に「氏名、電話番号、参加日、託児の有無（有は名前・よみがな・生年月日）」を記入して✉ame-harutamisapo@clovernet.ne.jpまで送信してください。

問合先 あまつ子はるつ子ふあみさぽセンター事務局（七宝公民館1階）

※日・月曜・祝日休み

☎462・0150



ひとり親家庭に対する手当のご案内 児童扶養手当

次の要件に当てはまる18歳以下（18歳到達年度の3月31日まで）の児童（一定の障がいがあるときは20歳未満）を監護している父または母、もしくは養育している方に支給されます。

なお、受給から5年を経過した方で未就労などの場合に、支給額が2

分の1に減額されることがあります。

支給要件

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障がいにある児童
- ④父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑤父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦婚姻しないで生まれた児童
- ⑧父または母の生死が不明である児童

非該当要件

公的年金を受給している場合や児童が児童入所施設等に入所している場合等、支給要件に当てはまる方でも、支給対象とならないことがあります。

手当月額（児童1人の場合）

45,500円～10,740円

2人目の児童に対しては10,750円～5,380円が加算、3

人目以降の児童に対しては1人につき6,450円～3,230円が加

算されます。（受給者の所得により決定します）

遺児手当（愛知県・あま市）

次の要件にあてはまる18歳以下（18歳到達年度の3月31日まで）の児童を監護、養育している方に支給されます。

次の要件にあてはまる18歳以下（18歳到達年度の3月31日まで）の児童を監護、養育している方に支給されます。

支給要件

- ①児童扶養手当の支給要件①～⑦に同じ
- ②父または母が1年以上行方不明である児童

非該当要件

児童扶養手当の非該当要件に同じ
手当月額（児童1人あたり）

愛知県遺児手当 4,350円

（支給期間は5年間、3年経過後は半額）

あま市遺児手当 2,000円

（支給期間は5年間）

児童扶養手当、遺児手当ともに所得制限がありますので、受給者及び扶養義務者の所得により、支給停止となる場合があります。

問合先 子ども福祉課

☎444・3173

FAX 443・3555

現況届の提出時期がきました

児童扶養手当・遺児手当（愛知県・あま市）を受給している方は、毎年8月に「現況届」を提出する必要がありますので、子ども福祉課からの

案内通知に必要な書類を添えて提出してください。

この届出の提出がない場合、引き続き手当を受けることができなくなりますので、期間内に必ず手続きをしてください。

提出先 子ども福祉課

提出期間 8月1日(木)～30日(金)(ただし、土・日曜・祝日を除く)

※必要書類は、案内通知でご確認ください。

問合先 子ども福祉課

☎444・3173

FAX 443・3555

募集



パートタイム会計年度任用職員

(児童厚生員)募集

業務内容 児童館運営業務・児童クラブ運営補助業務

勤務地 あま市七宝児童館

勤務時間 午前8時30分～午後5時

15分(うち7時間・休憩1時間有)

(児童クラブ補助業務)午前7時30分～午後7時(うち7時間・休憩

1時間有)

週5日働くことが出来る方

応募資格 保育士、幼稚園・小中学

校教諭などの資格を有する方

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格証の写し、後日依頼の時に健康診断書

※書類提出後、面接のうえ決定します。

問合先 七宝児童館

☎・FAX 442・2550

保育園会計年度任用職員(保育士)

募集

業務内容 保育補助業務

賃金 市の規定に基づき支給

※通勤手当は距離に応じて支給

勤務地 市立保育園

勤務時間 午前7時30分～午後7時

(うち7時間以内勤務・休憩1時間有)、週3～5日以内(月～土曜

日)

応募資格 保育士資格を有する方

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格の写し

※後日依頼のときに健康診断書

提出先 保育課

※書類提出後、面接のうえ決定します。

問合先 保育課

☎485・5988

FAX 443・2571

保育園会計年度任用職員(看護師)

募集

業務内容 保育補助業務

賃金 市の規定に基づき支給

※通勤手当は距離に応じて支給

勤務地 市立保育園

勤務時間 午前8時～午後4時30分

(うち7時間以内勤務・休憩1時間有)、週3～5日以内(月～土曜

日)

応募資格 看護師免許を有する方

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格の写し

※後日依頼のときに健康診断書

提出先 保育課

※書類提出後、面接のうえ決定します。

問合先 保育課

☎485・5988

FAX 443・2571

介護に関する入門的研修の受講者を募集します

介護に興味・関心があり勉強したい方や介護事業所で活躍したい方を対象に、基礎講座(半日)＋入門講座(3日間)を演習を交えた形で実施します。研修終了後は、あいち介護サポーターバンクに登録し、サポーターとして介護事業所で活躍いただく

ことも可能です。研修は愛知県内10会場にて開催します。

日時 (基礎講座)8月27日(火)

午後1時30分～4時30分

(入門講座)9月3日(火)・11日(水)

18日(水)

午前9時30分～午後4時30分

場所 津島市文化会館(津島市藤浪町3丁目89・10)

対象 県内在住で介護に関心がある高校生以上の方

受講料 無料

申込 窓口設置のチラシまたはウェブサイトよりお申込みください。

Web <https://aichi-kaigo.de-j.jp>

問合先 あいち介護サポーターバンク運営事務局

☎0800・200・4415

(平日午前9時～午後5時45分)

戸籍・届出

住民票の写し等の第三者交付にかかる「本人通知制度のご案内」

不正請求や不正取得による個人の権利の侵害防止を図ることを目的と

☎0800・200・4415

(平日午前9時～午後5時45分)

戸籍・届出

住民票の写し等の第三者交付にかかる「本人通知制度のご案内」

不正請求や不正取得による個人の権利の侵害防止を図ることを目的と

☎0800・200・4415

(平日午前9時～午後5時45分)

戸籍・届出

住民票の写し等の第三者交付にかかる「本人通知制度のご案内」

不正請求や不正取得による個人の権利の侵害防止を図ることを目的と

☎0800・200・4415

(平日午前9時～午後5時45分)

して、本人通知制度を実施しています。

事前登録した本人の住民票の写し、戸籍謄本などを本人の代理人や第三者による請求に基づいて交付したとき、登録した本人に交付した事実をお知らせする制度(国または地方公共団体の機関からの請求は通知の対象外)です。なお、住民票の写し等を交付した第三者などの個人に関する情報は通知されません。

登録窓口 市民課

登録できる方

- ・市に住民登録されている方、または、住民登録されていた方(平成26年6月19日以前に転出された方は登録不可)
- ・市に本籍がある方、または、本籍が過去にあった方
- ※死亡された方は対象となりません。

登録に必要なもの

- ・登録する本人がお越しになる場合
本人確認書類(運転免許証、旅券、マイナンバーカードなど)
- ・代理人がお越しになる場合
委任状と代理人の本人確認書類、登録希望者の本人確認書類(コピー可)
- ・法定代理人がお越しになる場合

戸籍謄本など関係を証明する書類と法定代理人の本人確認書類

問合先 市民課

☎ 444・3167

FAX 443・3555

税



個人事業税第一期分の納付をお忘れなく

個人事業税の第一期分の納期限は9月2日(月)です。

8月中旬に県から納税通知書を送りますので、納期限までに納付をしてください。

納税通知書には第一期分と第二期分の納付書が同封されますので、納付に当たっては、納付書をお間違いないようにご注意ください。

納付場所及び納付方法

- ・金融機関、県税事務所の窓口
- ・コンビニエンスストア、MMK設置店
- ・Pay easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキングまたはATM
- ・インターネット環境でのクレジット・カードによる納付(コンビニ等

の窓口ではご利用いただけません)

- ・スマートフォン決済アプリによる納付(コンビニ等の窓口ではご利用いただけません)

※コンビニエンスストア、MMK設置店による納付については、納付書の納付金額が三十万円以下のものに限りです。

その他 領収証書が必要な方は、金融機関(ゆうちょ銀行を除く)の窓口、県税事務所の窓口またはコンビニエンスストア、MMK設置店で納付してください。

また、納付には便利で安全な口座振替の制度もあります。ご希望の方は口座を開設している金融機関の窓口で手続をしてください。

なお、令和4年度から口座振替により納税いただいた方への領収証書の送付を取りやめました。

問合先 西尾張県税事務所 課税第一課 県民税・事業税第二グループ

☎ 0586・45・3169

(ダイヤルイン)

Web <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>

保険・年金

診察券

国民健康保険「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

マイナ保険証をお持ちではない方で、引き続き「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要な方は、更新の手続きが必要となります。8月上旬は窓口が大変混雑すると予想されますので、手続きの時期を改めるか、マイナ保険証の利用をご検討ください。なお、長期間入院している方の食事療養費の減額適用については、マイナ保険証では読み取れませんので、長期入院に該当する方は、更新の手続きが必要で

問合先 保険医療課

☎ 444・3168

FAX 443・3555

母子・父子家庭医療費受給者証の更新のご案内

母子・父子家庭医療費受給者証の更新案内を7月末に送付しますので、8月1日(日)以降に手続をしてください。令和6年度の本人所得が限度額に達しない方で、引き続き該当す

ると判定した方には、11月以降を有効期間とした受給者証を送付します。令和6年度の所得限度額の詳細については、確定次第広報にてお知らせします。

以前に所得超過で非該当となった方のうち、令和5年中の所得額が限度額に達しない方は、申請により受給対象となりますので、10月1日(火)から11月29日(金)までの間に申請してください。

問合せ 保険医療課 福祉医療係

☎444・3168

FAX 443・3555

寄附

「寄附のお礼」

市民の方

高齢福祉のために

現金 百万円

市民の方

あま市公立保育園のために

紙芝居 十二冊

ご厚意ありがとうございました。

問合せ 財政課

☎444・1714

FAX 444・0982

福祉

手当支給日のご案内

8月は、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過福祉手当・特別児童扶養手当・愛知県在宅重度障害者手当の支給月です。

各手当の振込み予定日は、次のとおりですので、ご確認ください。

8月9日(金)

・特別障害者手当

・障害児福祉手当

・経過福祉手当

・特別児童扶養手当

8月23日(金)

・愛知県在宅重度障害者手当

問合せ 障がい福祉課

☎485・5980

FAX 444・1074

手当の所得状況届の提出時期がきました

現在、特別児童扶養手当、愛知県在宅重度障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当を受給している方は、障がい福祉課から案内通知を送付しますので、必要書類を添えて提出してください。この届け出がない場合、引き続き手

当を受けることができなくなることがありますので、期限内に必ず手続きをしてください。

提出期間

・愛知県在宅重度障害者手当

8月1日(木)～30日(金)

・特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当

8月9日(金)～9月11日(水)

※土・日曜・祝日は手続きできません。

※必要書類は、7月下旬から8月上旬に発送する案内通知で、ご確認ください。

問合せ 障がい福祉課

☎485・5980

FAX 444・1074

ヘルプマークを配布しています

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、「ヘルプマーク」を作成し、配布しています。

この「ヘルプマーク」はストラップを使用して、鞆等に着けることができます。また、付属物として、シールが付いているので、必要な支援を

シールに記載し、マークの裏面に貼付することができます。「ヘルプマーク」を身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困

っているよう

であれば声を

かける等の配

慮をお願いし

ます。



配布場所 障がい福祉課、甚目寺保健センター、美和保健センター、七宝保健センター

配布対象者 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方をはじめ、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方

配布方法 対象者またはその家族等の代理人からの口頭申請により、お一人につき一個配布します。

※障害者手帳等の提示や申請書の提出は不要です。

問合せ 障がい福祉課

☎485・5980

FAX 444・1074

問合せ 障がい福祉課

☎485・5980

FAX 444・1074

災害時に備えてストーマ装具をお預かりしています

災害時に備えて、市役所において、ストーマ装具をお預かりしています。

対象 市内に居住する身体障害者手帳をお持ちの方で、ストーマ装具を使用されている方

保管物品 個人が使用する、おおむね10日間分のストーマ装具

保管期間 1年6か月

申込方法 身体障害者手帳、ストーマ装具、各自で用意した保管箱(35cm×25cm×20cm以内の大きさ)を持参し、障がい福祉課の窓口までお越しください。

※本人以外の方が窓口に見える際には、代理の方の本人確認できるもの(運転免許証等)と本人の身体障害者手帳を提示してください。

問合先 障がい福祉課

☎485・5980

FAX 444・1074

金婚夫婦の申込受付のご案内

市ではこのたびでたく結婚50周年を迎えられた夫婦に対し記念品を贈呈し、お祝いたします。

対象

昭和49年12月31日以前に婚姻された夫婦(婚姻届以前に事実上婚

姻関係にある場合を含む。ただし、以前に金婚の祝いを受けられた夫婦、結婚50年を迎えられてからあま市に転入した夫婦を除く)

住所要件

令和6年9月1日現在、市内に住所を有する夫婦

受付期間

7月8日(月)～8月16日(金)
(土・日曜・祝日を除く)

受付場所

高齡福祉課

申請方法

受付場所に所定の申請書を用意してあります。必要事項を記入して提出してください。

※本籍が市外の方は婚姻日の確認のため、戸籍謄本(取得から3ヶ月以内のもの)の添付が必要です。

問合先 高齡福祉課

☎444・3141

FAX 443・2571

令和6年度あま市認知症講演会

若年性認知症のこと知っていますか？ ～自分のため、大切な人のために一歩踏み出そう～

認知症は一般的には高齢者に多い病気ですが、65歳未満で発症した場合を「若年性認知症」といいます。高

齡者の認知症との違いを知り、自分事として捉え、認知症の人が自分らしく暮らすために、どうしたら良いのかを一緒に考えてみましょう。

○若年性認知症を知ろう

講師 愛知県若年性認知症総合支援センター 若年性認知症支援コーディネーター 田中真弥氏

○認知症疾患医療センターを中心に

講師 医療法人宝会七宝病院ソーシャルワーカー 阿部由美子氏

○認知症希望大使と活動パートナーの対談

日時 9月18日(水)
午後1時30分～3時(警報発令等による中止の場合、予備日は9月27日(金))

場所 美和文化会館 大ホール

※手話通訳があります。

定員 200人(先着順)

参加費 無料

申込期日 9月13日(金)午後5時まで
に高齡福祉課地域包括支援センターまで電話、またはインターネット(電子申請)でお申込みください。

問合先 高齡福祉課地域包括支援セ

ンター

☎444・3159

FAX 443・2571



人権



全国一斉「こどもの人権相談」強化週間の実施

いじめ・虐待等、こどもの人権に関わる悩みごと、心配ごとなどの相談に応じます。

相談内容の秘密は固く守られますので、ひとりで悩まず、気軽に相談してください。

実施期間 8月21日(水)～27日(火)

午前8時30分～午後7時

※ 8月24日(土)・25日(日)は午前10時から午後5時

相談専用電話(こどもの人権110番)

☎0120・007・110 (フリーダイヤル)

リーダイヤル)

問合先 名古屋法務局人権擁護部

☎052・952・8111

法務局からのお知らせ

今年も全国中学生人権作文コンテスト愛知県大会を行います。中学生の皆さんからのご応募お待ちしております。

募集期間 6月3日(月)～9月13日(金)

(法務局必着)

応募規定 愛知県内の中学校及び特別支援学校の中学部に在学する生徒が対象です。400字詰原稿用紙5枚以内で、各学校を通じて提出してください。

作文のテーマ 「いじめ」、「高齢者」、「障害のある人」、「性的マイノリティ」など、人権に関することについてです。詳細は、名古屋法務局公式ウェブサイトをご覧ください。

応募及び問合せ先 名古屋法務局津島支局

☎0567・26・2423

環境・衛生



犬や猫の飼い方について

散歩のときは必ずふんの後始末を

散歩は犬にとって大切な運動です。しかし、きちんとふんを片づけないと周りの人の迷惑になります。特に道路や公園等では、そのままの状態になっていることがあります。これらの場所は、犬や猫などのトイレではありません。ふんの後始末はしっかりと行い、必ず家まで持ち帰りまし

よう。

鳴き声に注意を

昼夜を問わない犬の鳴き声の苦情も多く寄せられています。飼い主には気にならなくても、不快に感じる人もいます。周囲の住宅環境を考え、近隣の迷惑にならないように、ふだんから正しいしつけをしておきましょう。

猫にしつけを

猫はつないで飼う習慣がないため、正しくしつけをしないと、ほかの家の庭や畑を荒らしたり、ふんをしたりして迷惑をかけることがあります。

平面の運動が少なくても、上下運動のできる遊び場があればストレス解消になります。また、室内飼いによつて、無用な繁殖や病気、不慮の事故を防ぐことができます。

ペットは家族の大切な一員です。人とペットが住みよい環境で楽しく暮らせるよう、飼い主一人ひとりがマナーをきちんと守りましょう。

問合せ先 環境衛生課

☎444・3132

FAX 445・3856

事業所から出るごみの処分方法

営利、非営利の目的にかかわらず、一般家庭以外の全事業者による事業

活動に伴つて排出されるごみは、家庭系ごみ収集には出せません。

事業所から出るごみには、以下の2種類があります。

①産業廃棄物

関係法令規定の20種類があります。●販売店舗等、取扱い業者へ処分をご相談ください。

●県の産業廃棄物収集運搬許可業者へ処分をご相談ください。

②事業系一般廃棄物

産業廃棄物以外の紙くず、繊維くず、木くず、生ごみ(いずれもリサイクルできないごみ)

●市の事業系一般廃棄物収集運搬許可業者へ処分をご相談ください。

あわせてご参照ください

- ・冊子「令和6年度あま市ごみの分別と出し方のルール」11ページ
- ・収集できないごみ・市公式ウェブサイト(トップページ)↓くらしの情報↓ごみとリサイクル↓ごみ↓事業系のごみ等の処分

※リサイクルできるごみは、廃棄物再生事業者へ処分をご相談ください。

問合せ先 環境衛生課

☎444・3132

FAX 445・3856

交通安全

子どもを交通事故から守りましょう

子どもの交通事故の特徴

子どもの人身事故で多いのは、

- ・道路横断中
- ・自宅付近

・夕方の時間帯

・自転車の事故

・小学生の男子児童

子どもの人身事故は、自宅から500m以内で多発！

歩く時の約束

- ・道路を渡る時は、横断歩道を渡りましょう。
- ・信号が赤の時は止まり、青の時は右と左をよく見て、車が来ていないかを確かめてから渡りましょう。
- ・道路や車のそばでは、絶対に遊ばないようにしましょう。
- ・道路には、飛び出さないようにしましょう。

問合せ先 土木課

☎441・7113

FAX 441・8387

事故の起こりやすい場所～守って安全・知って安心～Vol.97

名称 森南信号の西の交差点
場所 森七丁目、八丁目

交通量の多い通学路。一旦停止しない車が、人や車に接触の恐れ。南から交差点に進入する自動車は、左右の見通しが悪く、カーブミラーも見えにくいいため、停止線より前に出て停止する。その時、ここを登校する児童が危険にさらされる。北から進入する自動車も同様で、自動車同士が接触しやすくなる。北から進入する自動車も同様で、自動車の音が鳴り響く。放課後はここを、塾へ急ぐ子どもたちが通る。

母親は子どもに、注意して歩くように話しているという。ドライバーは、児童が歩道のない道路を通っていることを認識し、いつでも止まれる運転を。
(市公式ウェブサイトに掲載ヒヤリハット・あーマップから抜粋)



(危険と感じる場所や体験等の情報を募集しております)
問合せ 土木課
☎441・7113
FAX 441・8387

防犯

夏の安全なまちづくり県民運動
8月1日(木)～10日(土)

運動の趣旨

この運動は、県民一人一人が防犯意識を高め、県民総ぐるみの安全なまちづくり活動を広く県民運動として推進し、犯罪を起こさない環境づくりに取り組むことにより、安全に安心して暮らせる社会の実現を目指します。

〈取組事項〉

- 特殊詐欺の被害防止
- 子どもと女性の犯罪被害防止
- 自動車盗の防止
- 侵入盗の防止

令和6年中
交通事故死亡者数

地 域	死者数
愛知県	56人
津島警察署管内	4人
あま市	1人

令和6年5月末現在

問合せ 土木課
☎441・7113 FAX441・8387

防災

あま市防災情報メール登録のご案内

市では、災害時における避難所の開設、避難指示などの情報を携帯電話のメールサービス「あま市防災情報メール」により配信しています。より確実に情報を伝えることができますので、1人でも多くご登録いただきますようお願いいたします。

あま市月別窃盗犯発生状況(暫定値)

手 口	令和6年 5月中 認知件数	前月比
侵入盗 (空き巣など)	4件	+1件
乗物盗 (自動車盗など)	15件	+2件
非侵入盗 (車上ねらいなど)	20件	+4件
計	39件	+7件

問合せ 危機管理課
☎444・0862 FAX441・8330

スローガン

3N(ない)運動

【犯罪にあわない】

【犯罪を起こさない】

【犯罪を見逃さない】

問合せ 危機管理課

☎444・0862
FAX 441・8330

登録先メールアドレス及び登録方法

✉bousai.ama-city@raid

en.kaiwork.jp



①携帯電話等の新規メールに宛先を入力し空メールを送信してください。件名・本文は必要ありませんので、宛先のみ入力してください。

②返信されたメール内のアドレスにアクセスし、登録してください。

※1 空メールが送信できない場合は、本文に何か1文字入れてください。

※2 受信設定をしている方は、ドメイン指定を解除してください。

※3 登録ができない場合は、危機管理課へお問い合わせください。

問合せ 危機管理課

☎444・0862
FAX 441・8330

家具転倒防止器具の取付支援

市では家具転倒防止器具の取付支援を行っています。

対象(同一年度に1回まで)

- ①高齢者(65歳以上)の属する世帯
- ②身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
- ③中学生以下の子どもとその母親の

みの世帯

受付期間

令和7年2月28日(金)までに所定の申請書に必要な事項を記入し、危機管理課へお申込みください。(土・日曜・祝日・年末年始を除く)ただし、定数70件に達した場合は受付を終了します。

事業の内容等

- ①家具転倒防止器具(金具)を用いて柱、壁等に固定する。
- ②家具固定は、1世帯につき家具3本までとする。
- ③対象は木製家具、冷蔵庫とする。ピアノ、仏壇等は不可。

問合先 危機管理課

☎444・0862

FAX 441・8330

その他



がんサポートほっとラインのご案内

愛知県では、がんのピアサポートによるがん患者さんとそのご家族を対象とした電話相談を行っています。

ほっとライン

☎684・8686

開催日時

毎週火・木曜日と土曜日(月2回)
午前10時～正午(受付午前11時30分まで)
午後1時～4時(受付午後3時30分まで)

※ご予約をお勧めします。詳細日程のご確認、ご予約はNPO法人ミ

ーネット事務局までお問い合わせください。(受付は火～土曜日の午前9時30分～午後5時)

☎252・7277

こんなときにご利用ください

「がんの不安や悩みを聞いてほしい」
「地域の医療機関の情報を得たい」
「がんの患者会に参加したい」
「同じがんの体験者と話したい」など

問合先 健康推進課

☎443・0005

FAX 443・5461

要望などの記録にご協力ください

市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例が令和5年6月1日より施行され、市民の皆さまから寄せられた市政に関する要望や提言、意見、苦情、依頼などに適切に対応するため、原則、その内容を記録させていただきます。

職員が記録する際、正確に記録に残すために、録音させていただく場合がありますので、皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

問合先 人事秘書課

TEL 444・1713

FAX 444・1351

